

葛城市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条

この告示は、パブリックコメント手続に関する必要な事項を定めることにより、市の政策を策定する過程において、市民等の市政への参画の機会を提供するとともに、市政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

この告示において、「パブリックコメント手続」とは、市の基本的な計画等を立案する過程において、その案を公表し、それに対して提出された市民等の意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この告示において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条

パブリックコメント手続の対象となる事案(以下「計画等」という。)は、次のとおりとする。ただし、迅速性又は緊急性を要するもの及び軽易なもの等は除く。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画等の決定又は重要な改定
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例等の制定又は改廃
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例等(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料等の徴収に関するものは除く。)の制定又は改廃
- (4) その他、市長が特に必要と認めるもの

(公表の時期及び内容)

第4条

市長は、計画等を立案するときは、最終的な意思決定を行う前に、その案を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、市民等が十分理解できるよ

う、次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 当該計画等の案の概要
- (2) 当該計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) 当該計画等の案に関連する資料

(公表の方法)

第5条

前条の規定による公表は、公表する計画等の案及び同条第2項各号に掲げる資料(以下「案及び資料」という。)を市のホームページに掲載するとともに、当該計画等の担当課等に備えつけることにより行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により公表を行うときは、市の広報紙等によって事前に計画等の概要及び意見の提出方法等を広く市民に周知するものとする。

(意見の募集期間)

第6条

市長は、1か月を目安とした意見の募集期間を設け、案及び資料の公表時に明示するものとする。

(意見の提出)

第7条

市長は、案及び資料の公表時に意見の提出方法及び提出条件を明示しなければならない。

- 2 意見の提出方法は、当該計画等の担当課等への持参、郵便、ファクシミリ、電子メール等から市長が選択して定めるものとし、意見の提出者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名)並びに連絡先の明記を提出条件とする。
- 3 市長は、意見を提出した市民等の氏名その他その属性に関する情報を公開する場合には、公表時にその旨を明示しなければならない。

(意見の処理)

第8条

市長は、提出された意見を考慮して、計画等について意思決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは、提出された意見の概要及びこれらに対する市の考え方を公表しなければならない。この場合において当該計画等の案を修正したときは、当該修正の内容及び理由についても併せて公表しなければならない。ただし、葛城市情報公開条例第6条の規定に該当するものは除く。
- 3 前項の規定による公表は、第5条第1項に掲げる方法により行う。

(意思決定過程の特例)

第 9 条

市長は、附属機関等においてこの告示に定める手続に準じた手続を経た報告、答申等に基づき計画等を策定する場合は、この告示の規定は適用しない。

- 2 法令等に基づく縦覧、意見提出の手続等を行ったときは、この告示と同等の効果を有すると認められる範囲内で、この告示に定める手続を行ったものとみなす。

(一覧の作成)

第 1 0 条

市長は、この告示に定める手続を行っている案件の一覧を作成し、市のホームページに掲載して公表するものとする。

(その他)

第 1 1 条

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 1 9 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、既に立案過程にある計画等については、この告示の規定は適用しない。